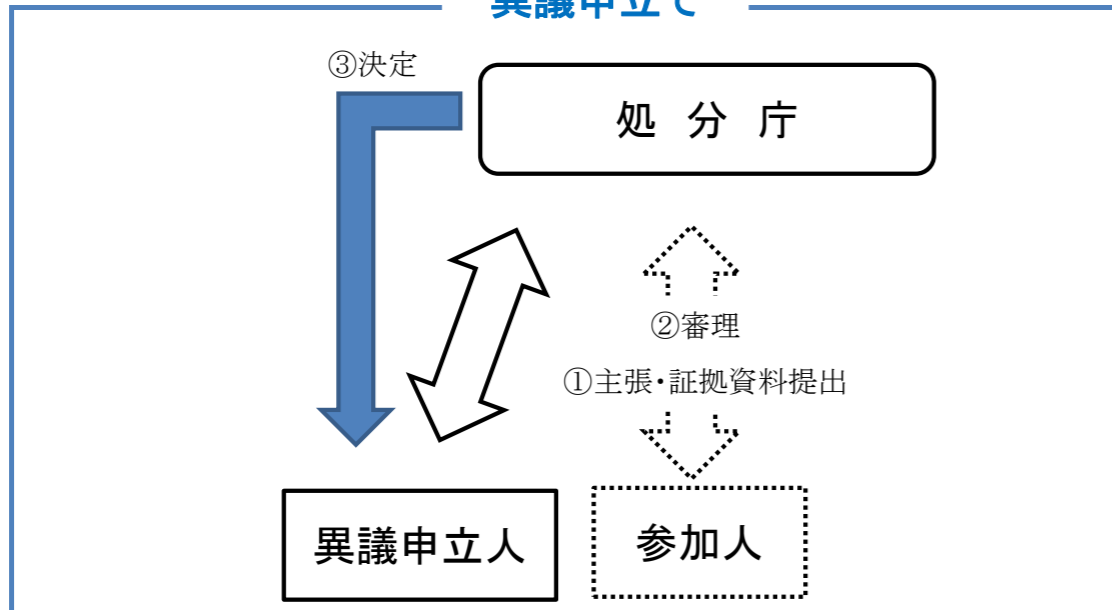


新行政不服審査制度における本市の事務処理体制

現 行

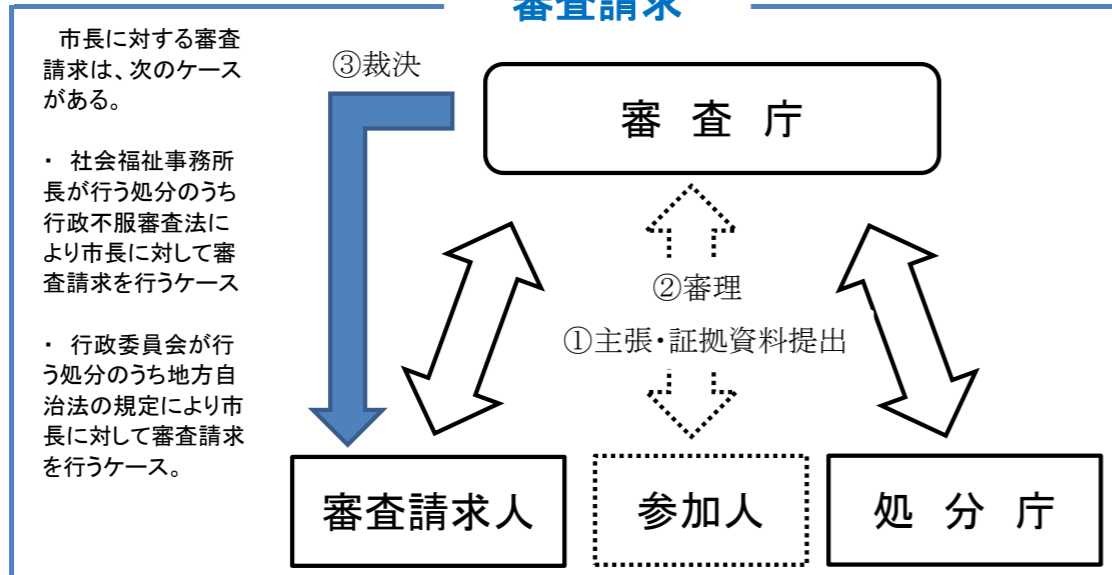
【異議申立てとは】 ※「処分庁」とは、処分をした行政庁をいう(旧法3条)。
 異議申立ては、処分庁に上級行政庁がないとき、又は法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき(旧法6条)に、処分庁に対して行うもの(旧法3条)。

異議申立て



【審査請求とは】
 審査請求は、処分庁に上級行政庁があるとき、又は法律(条例)に審査請求をすることができる定めがあるとき(旧法5条)に、処分庁以外の行政庁に対して行うもの。

審査請求



改正後

【主な改正ポイント】
 ① 不服申立ての手續を、異議申立てを廃止し、審査請求へ一元化
 ② 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手續を行う審理員制度を導入
 ③ 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会への諮問手續を導入

審査請求

